

## 米 谷 自 治 会 規 約

### ( 名称及び事務所 )

第1条 本会は米谷自治会と称し。事務所を米谷会館に置く。

### ( 組 織 )

第2条 本会は宝塚市米谷、売布、売布東の町、売布山手町地区(以下当地区という)に居住する住民で本会に加入している各個人(以下会員という)をもって組織する。ただし本会を退会した場合は会員として一切の資格及び権利は自動的に消滅したものとす。

### ( 目 的 )

第3条 本会は当地区の健全なる生活文化の発展向上並びに公共の福祉増進を図ると共に会員相互の親睦及び融和を図ることを目的とする。また当地区内外の諸団体との連携、協力を行うほか 必要ある場合は関係官庁その他に対して要請等を行う。

### ( 事 業 )

第4条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 当地区における一斉清掃などの美化活動(市と連動)。
- (2) 会員の知識を高めるため必要な講習、講演会。
- (3) 会員の見聞を広げるため必要な研修旅行。
- (4) 当地区に関連する諸団体の行事に対し、必要な参画後援。
- (5) 市関連の文化活動に参加希望する会員への助成。
- (6) 慶弔金を次の基準により贈呈する。

慶事 ・米谷盆踊り大会、秋祭り、まちづくり協議会の関連行事などへの祝い金 (内容は常任役員で決定)

・会員及び同居する家族が満88歳を迎えられた場合、役員が赴き お祝い状、長寿祝品を贈呈する。加えて「新しい命の誕生」にもお祝い状、誕生祝品を贈呈する。

弔事 ・会員および同居する家族が死亡された場合、役員が葬儀に参列し 金5000円の香典をお供えする。

(なお葬儀に関し、一部業者と協定を結んでいる。)

### ( 役 員 )

第5条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長1名 副会長3名以内 会計1名 事務局1名 監事 若干名

( 以下「常任役員」という )

- (2) 組長 各組代表者 12名
- (3) 顧問、相談役 必要と認めた場合置くことができる。

( 組及び組長 )

第5条の2 会の運営を円滑に行うために組をおく。

2. 組は、各組の中から組長を選出する。ただし、身体的理由等で職務の遂行が困難であると認められる場合は、本人及び家族の申し出により免除することができる。

( 班及び班長 )

第5条の3 組の運営を円滑に行うために班をおく。

2. 班は、各班の中から班長を選出する。ただし、身体的理由等で職務の遂行が困難であると認められる場合は、本人及び家族の申し出により免除することができる。

( 役員選出及び任期 )

第6条 本会の役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長は新旧組長、旧役員の推薦及び常任役員の互選により選出する。
- (2) 副会長、会計、事務局、監事は会長の推薦により新組長の同意を得て選出する。
- (3) 組長は各組会員の中から選出する。
- (4) 役員の任期はすべて1ヶ年とする。  
但し毎年4月に行う決算役員会承認までその任務にあたる。  
なお役員はすべて再選を妨げないが 会長は特別な場合を除き 5年を超えないものとする。
- (5) 第5条に定める役員が その任期中に止むを得ない事情により辞職した場合は辞職の日から1カ月以内に補欠選挙をしなければならない。但し補欠選挙による役員の任期は前任者の残任期とする。

( 役員の職務 )

第7条 本会の役員は次の職務をつかさどる

- (1) 会長は本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し 会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は本会の会計事務をつかさどる。
- (4) 事務局は会長の指示により常務をつかさどる。
- (5) 監事は会計その他本会全般の監査にあたる。
- (6) 組長は所属の関係業務を統括するほか 組を代表して役員会もしくは組長相互の会議(以下組長会という)に出席しその任にあたる。

( 会議 )

第8条 本会の会議は役員会、組長会及び各種集会とする。

- (1) 役員会は常任役員及び組長が出席して開催する。  
会長は毎月1回定期に招集し、議長となり議事の進行にあたる。
- (2) 組長会は組長相互の連絡、協議が必要な場合開くことができる。
- (3) 各組集会是会員相互の連絡、協議が必要な場合開くことができる。

( 会費 )

第9条 会員は会費として年額1200円(月額100円)を年度初めに納入する。

- (1) 納入は年額一括または半額のいずれかとし、半額の場合は10月に残金を納入する。
- (2) 年度途中の入退会員の会費は入退会届の受理月度を起点に残月分を納入、返金する。

( 予算 )

第10条 本会は毎年10月中に次年度予算案(4月～翌3月)を作成し、米谷西財産区管理会の承認を得なければならない。

( 会計報告及び事業報告 )

第11条 本会の経費は会費及び基本財産収入並びにその他収入をもって支弁する。

本会の収支決算は毎年3月末日をもって行い、事業報告と合わせて監事の監査を受けなければならない。

会長は翌4月開催の役員会にこの結果を報告し、承認を得たのち両関係書類を4月中に各会員宛てに回覧し、随時 会員の求めに応じてその内容を公表するものとする。

( 事業及び会計年度 )

第12条 本会の事業、会計年度はいずれも毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

( 規約改定 )

第13条 この規約の改定は役員会において3分の2以上の同意を得なければならない。  
なお 改定されたことがらは全て改定日以降に効力が生じるものとする。

( 附 則 )

この規約は昭和38年7月10日より実施する。

平成24年3月10日	改定
平成26年1月1日	改定
平成29年3月11日	改定
平成31年3月9日	改定